

政策評価に関する基本計画の一部変更について

- 財務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律(第6条)に基づき、「政策評価に関する基本計画」・「政策評価の実施要領」を5年毎に策定。現行計画は、令和5～9年度を計画期間として令和5年3月に策定
 - ・ 「政策評価に関する基本計画」
 - ・・・政策評価の目的や実施方針等の基本的な事項を規定
 - ・ 「政策評価の実施要領」・・・評価書の様式や記載事項等の実務的な事項を規定
- 今般、総務省において「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を改正(令和6年3月15日)
 - ・ 規制の政策評価における事前評価・事後評価の内容を明確化
 - ・ 規制による効果・費用の定量化の推進 等
- 上記ガイドライン改正を踏まえ、財務省の「基本計画」・「実施要領」においても、規制の政策評価書の記載事項等について所要の変更を行うもの(次ページ)

規制の政策評価書の記載事項の変更点（事前評価書・事後評価書）

現行

【事前評価書】

- 規制の目的、内容及び必要性
- 直接的な費用の把握
- 直接的な効果（便益）の把握
- 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- 費用と効果（便益）の関係
- 代替案との比較
- その他の関連事項
- 事後評価の実施時期等

【事後評価書】

- 事前評価時の想定との比較
- 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- 考察



改正後

【事前評価書】

- 規制の必要性・有効性
- 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）
- 効果（課題の解消・予防）の把握（※1）
- 負担の把握（※1）
- 利害関係者からの意見聴取
- 事後評価の実施時期
- （※1）効果・費用を定量化できない場合は、事後評価までの定量化に向けた工程を記載

【事後評価書】

- 事後評価結果の概要（※2）
- 事前評価時の予測との比較
- 考察（※3）
- （※2）課題の解消・予防状況、規制対象者の負担状況を記載
- （※3）事前評価時の指摘事項への対応状況を記載